

諮問番号：令和2年（処分）諮問第1号

答申番号：令和2年度（処分）答申第1号

答申書

第1 京田辺市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、審査請求人の配偶者（審理員の職権により本件審査の参加人として審理手続への参加を求められたことから、以下「参加人」という。）との間の子2名（以下「子」という。）を自らの扶養親族として確定申告書を提出し、平成30年度及び平成31年度の両年度の市民税・府民税当初課税処分においては扶養控除が適用されていた。一方、参加人も同様に子の扶養控除を勤務先に申告しており、子が双方の扶養親族として重複していることが判明した。

京田辺市長は、当該子に係る平成30年度及び平成31年度の市民税・府民税の扶養控除について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第3項及び第292条第3項の規定に基づき、子を参加人の扶養親族に該当するとみなし、審査請求人を法に規定する扶養親族には該当しないとして、審査請求人の平成31年度市民税・府民税税額変更（平成30年度分）及び平成31年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の変更の処分を令和元年10月31日付けで行い、通知した。

これに対して、審査請求人は、子の扶養は審査請求人が行っており、参加人と子は別居し生計を一にしていなかったため、令和元年10月31日付けの平成31年度市民税・府民税税額変更通知書（平成30年度分）による処分を不服として、その取消しを求めて令和元年11月5日に京田辺市長に対し審査請求を行った。

さらに、審査請求人は、令和元年10月31日付けで京田辺市長が行った

平成31年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の変更通知についても同様の理由から、その取消しを求めて令和2年1月17日付けで審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人及び子は、参加人の家庭内暴力、不貞行為等により参加人と別居を余儀なくされ、平成27年8月から完全な別世帯としている。それ以降、父子が共に交流することや起居を共にするということは全くなく、母子が独立した家庭を築いている。

参加人は、家庭裁判所の審判等に基づき、婚姻費用の配偶者分担分として、平成28年5月から月額10万円、平成29年1月から月額16万円、平成31年4月から月額11万円を審査請求人に対して送金しているが、その額は審査請求人の年収の2割5分程度に過ぎず、子の生活費や学費には十分な額といえず、送金していることのみをもって参加人が子を扶養しているとは言い難い。

子の生活費や学費等の大部分を負担し、子を扶養しているのは審査請求人であり、本件は地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項に規定される「いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないとき」には当たらず、よって「当該二以上の納税義務者のうち前年の（中略）所得金額の合計額が最も大きいものの扶養親族とする」との部分をも以て判断することも適当でないことから、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

法において、市民税・府民税における扶養親族とは、納税義務者の親族でその納税義務者と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者であると規定している。

「生計を一にする」とは、市民税・府民税と基本的な仕組みが同じである所得税において、必ずしも同一の家屋に起居していることを要件とす

るものではなく、日常の起居を共にしていない場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、親族間において常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、生計を一にするものとされている。(国税庁所得税基本通達2-47。以下「通達」という。)

本件において、審査請求人は、子と居所を共にしていることから、生計を一にしていると認められ、参加人は、子と同一の家屋に起居していないが、生活費等の送金が認められることから、生計を一にしていると認められる。よって、審査請求人と参加人は、いずれも子と生計を一にしているものと考えられ、子は審査請求人及び参加人のいずれの扶養親族としての要件を充足している。

令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項は、二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がいずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、前年の総所得金額等が最も大きいものの扶養親族とすると規定していることから、審査請求人及び参加人の総所得金額等を比較し、総所得金額等の大きい参加人の扶養親族とみなし、本件処分を行ったものである。

以上のとおり本件処分は、法令に基づき適正になされたものであり、本件審査請求については理由がなく、これを棄却するとの裁決を求めている。

3 参加人の主張

参加人は、審査請求人や子に対して暴力を振るったことはなく、審査請求人が身の安全を守るべく別居を余儀なくされたと主張していることは事実ではない。

また、健康保険や児童手当における「扶養」と、市民税・府民税における「扶養」とはその定義が異なり、同一に解することはできない。

さらに、参加人は子の日常生活の資を供するため、〇〇家庭裁判所から受けた審判等に基づいて審査請求人に送金しており、その金額は、審判等の内容に基づくものであり、十分なものである。

以上のことから、審査請求人の本審査請求を棄却するとの裁決を求め

ている。

第4 法令の規定等について

- 1 法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号において、扶養親族とは、納税義務者の親族と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいう。
- 2 法第23条第3項及び第292条第3項は、2以上の市町村民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合、政令で定めるところにより、いずれか1の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなすとしている。
- 3 令第7条の3の4第1項及び第46条の4第1項は、2以上の道府県民税（市町村民税）の納税義務者の扶養親族に該当する者をいずれの納税義務者の扶養親族とするかは、道府県民税（市町村民税）申告書、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによるものとしている。
- 4 令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項は、上記3の場合において、2以上の納税義務者につき同一人が扶養親族として道府県民税（市町村民税）申告書、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載され、いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該2以上の納税義務者のうち前年の総所得金額等の合計額が最も大きいものの扶養親族とすることとしている。

第5 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 扶養控除の対象となる扶養親族は、「納税義務者の親族（中略）でその納税義務者と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者」と規定されており、「生計を一にする」とは通達において必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、親族間で常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われて

いる場合は、生計を一にすることとされている。

審査請求人は、子と同居し、審査請求人と子が互いに独立した生活を営んでいるとは認められないことから、審査請求人は、子と日常生活の資を共にしており、子は審査請求人の扶養親族と認められる。

また、参加人は、審査請求人が家庭裁判所に申し立てた婚姻費用分担に関する審判及びその後に参加人自身が申し立てた調停（婚姻費用減額）の結果による婚姻費用を、年間を通じて審査請求人に対し送金していることから、通達における「常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合」に該当すると認めることができる。

よって、審査請求人及び参加人は、どちらも子と生計を一にしている者に該当し、子は、審査請求人又は参加人のいずれの扶養親族にも該当する者ということができる。

イ 2以上の納税義務者につき、同一人が扶養親族として法第45条の2第1項（法第317条の2第1項）の申告書、法第317条の6第1項の給与支払報告書に記載され、いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、令7条の3の4第2項及び第46条の4第2項に基づき、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きいものの扶養親族とすることが定められており、審査請求人及び参加人の総所得金額等を比較し、子を参加人の扶養親族とするのが相当であり、本件処分が違法又は不当であったとはいえない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであると考えている。

(2) (1)の判断をしようとする理由

本件における審査請求人は、子と同居し、審査請求人と子が互いに独立した生活を営んでいるとは認められないことから、審査請求人は、子と日常生活の資を共にしており、子は審査請求人の扶養親族と

認められる。

一方、参加人は、婚姻費用分担に関する審判及び調停の結果による婚姻費用を年間を通じて審査請求人に対し送金している。

上記より、審査請求人及び参加人は、どちらも子と生計を一にしている者に該当し、子は、審査請求人及び参加人のいずれの扶養親族にも該当する者ということができる。

以上のことから、審査請求人及び参加人の総所得金額等を比較し、子を総所得金額等の大きい参加人の扶養親族とするのが相当であり、本件処分が違法又は不当であったとはいえない。

第6 調査審議の経過

年月日	処理内容
令和2年5月18日	審査庁が審査会に諮問
令和2年7月7日	第1回調査審議 ・論点整理
令和2年9月10日	第2回調査審議 ・処分庁への意見聴取 ・審査請求人による口頭意見陳述
令和2年11月17日	第3回調査審議

第7 審査会の判断の理由

- 1 審査会としては、本件の審査に当たって、当初2点の論点があるものと考えた。論点の1点目として、参加人と子が法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号で定める「生計を一にするもの」に該当するか否かの点である。2点目として、仮に、子が審査請求人及び参加人のいずれの扶養親族にも該当した場合に、子をいずれの扶養親族に認定するかという点である。

その上で、口頭意見陳述の場において、審査請求人から上記論点の2点目

に関し、法令の規定に基づいて総所得金額等の金額の「最も大きいものの扶養親族とする」との判断については納得している旨の発言があり、その点に争いはないことが認められることから、審査会としては上記論点の1点目に絞って検討を行う。

2 審理員意見書及び審査庁の諮問説明書において、参加人による送金は、婚姻費用分担に関する審判及び調停の結果による婚姻費用としての支払であり、年間を通じて審査請求人に対し送金していることは、通達における「常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合」に該当するものであると認め、参加人が子と生計を一にしている者に該当する根拠としている。これに対して、審査請求人は、参加人と子は平成27年以来起居を共にしていないこと、及び送金された婚姻費用分担金が審査請求人の年収の2割5分程度に過ぎず、子の生活費や学費には十分な額ではなく、審査請求人がその大半を負担していることから、送金していることのみをもって参加人が子と生計を一にしているとは言い難い旨を主張している。

3 法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号に規定する「生計を一にする」とは、一般に親族が同一の生活共同体に属して日常生活の資を共にしていることをいうものと解される。そして、参加人と子が生計同一であるとみなす根拠として審理員及び審査庁が用いた通達においては、別居している親族の場合でも「常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合」は「生計を一にする」ものとするとしている。他方で、同通達においては、送金者と送金を受け取る親族とが生計同一とみなす場合の送金額や生活費に占める送金額の割合といった具体的な基準までは示されていない。

この点、送金者と送金を受け取る者との生計同一の認定は、上記の法の規定を鑑みると、年間を通じて送金していることのみをもって認定する性質のものではなく、送金された生活費等が送金を受ける者の生活に及ぼす影響を個別具体的に考慮した上で、生計を一としているか否かを決するべきである。そして、その結果、送金額が著しく少額なため、送金を受ける者の日常生活に与える影響が極めて小さい場合には、生計同一とみなさないのが妥当である。

以下、本件における生計同一の認定の正否を検討する。

4 平成29年1月から平成31年3月までの間に参加人が審査請求人に支払った婚姻費用分担金は月額16万円であり、年間の支払額は合計192万円となるが、これは子が私立学校に通学している事情も含めて〇〇家庭裁判所の審判で定められたものである。

5 この点、審査請求人は、参加人から月16万円の送金を受けているものの、子2名の扶養に係る費用の大部分は審査請求人が負担している旨を主張していることから、審査会は審査請求人に対し、当該主張を客観的に立証できる資料の提出を求めたところ、審査請求人より、教育関係費のみ具体的な金額が示され、その金額は平成29年で合計約317万円、平成30年は合計約277万円とされている。

その他、子には、教育関係費のほか、食費や被服費といった生活費も発生し、これらの経費はいずれも子の日常生活に必要な費用に当たるが、本件では審査請求人が子のためにした生活費等の具体的な負担額は明らかではない。

6 以上の諸事情を踏まえると、本件の参加人の送金額が子を扶養するに当たって十分な金額とはいえないという審査請求人の主張には、審査会としても一定理解できる点はあるものの、前記4及び5に記したとおり、参加人の婚姻費用分担額(月16万円)は子の私立学校の費用を踏まえて家庭裁判所の審判で決定された金額であることや本件における子の具体的な教育費の金額の程度等を考慮すると、参加人から審査請求人に送金された192万円の金額が、子の日常生活に与える影響が極めて小さいといえるような金額であるとは言えない。

以上のことから、審査請求人及び参加人は、どちらも子と生計を一にしている者に該当すると認められるから、本件において法令の規定に基づいて両名の総所得金額等を比較し、「最も大きいもの」である参加人の扶養親族とするとの審理員意見書及び審査庁の諮問説明書の判断が不当な判断であるとはいえない。

7 以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

第8 付言

法における扶養親族とは、処分庁が弁明書にも記載しているとおり、納税義務者の親族と生計を一にするもののうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいう。本件においては、審査請求人及び参加人の双方から子の扶養控除の申告があった際、処分庁は扶養控除認定の前提として、審査請求人と子及び参加人と子とがそれぞれ生計を一にするものか否かを判断するための事実確認（特に子と別居している参加人が審査請求人に対して生活費等を送金している事実があるかどうかの確認）を行わないまま審査請求人及び参加人の双方が子と生計を一にするものであるとみなして「扶養控除の重複に係る意向調査」を実施していたことが審査会の審査の過程で判明した。

この点、審査会としては、本来であれば、審査請求人及び参加人の双方から子の扶養控除の申告があった際には、処分庁において、まずは子と別居している参加人においても「生計を一にするもの」と判断できるかどうかに関し、参加人が子と同居している審査請求人に対し生活費等を送金しているかどうか等の事実関係を確認すべきであったと考える。

今後、処分庁においては、法令の規定の再確認、事務処理手順の見直し等により事務改善に取り組み、公正かつ適正な課税が行われることを求めるとともに、当該課税に関する当事者に対して十分かつ適切な説明・対応等がなされることを求める。

京田辺市行政不服審査会

会	長	加	福	雅	和
委	員	園	田	能	夫
委	員	木	下	敏	巳